

一斉調査の連絡事項への回答

一斉調査の際に、お問合せ、ご要望をいただいた内容についてまとめました。

■事業所のアカウントに関する事項

1. 同一法人内の転出、転入の届出が大変だ。

民間退職積立基金は事業所単位での加入が規程で定められています。

このため、会員システムも事業所毎の登録になっていますが、1つの事業所（アカウント）で全事業所の処理をすることを認めます。

【注意点】

- ・源泉徴収義務者番号の異なる事業所をまとめることはできません。
- ・口座振替は一括で引落になり、複数の口座からの引落はできません。
- ・事業所毎の明細、集計、一覧表などは作成できなくなります。

具体的な処理としては、転出・転入の届出を使って、加入者を移動してください。

1回だけ大量の処理が必要になりますが、その後は事業所間の転出・転入の届出は不要となります。

処理時期はいつでも可能ですので、ご都合に合わせて行ってください。

事後報告で構いませんので、当会へもご連絡ください。(2.も参考にしてください。)

2. 複数の事業所をまとめて処理したい。

源泉徴収義務者と掛金の引落口座が同一であれば、1事業所にまとめて処理できます。

転出・転入の届出を使って、加入者を移動してください。

グループごとにまとめることも可能です。

アカウントをまとめる作業は、いつでも行っていただけますが、

- ・一斉メールを代表の事業所のみを送る
 - ・本部（代表事業所）の名称を法人名のみにする
- などの処理も行えますので、当会へご連絡ください。

3. 事業所の追加、削除を簡単にしたい。

民間退職積立基金は事業所単位で契約し、加入していただいています。

システムで簡単に追加や削除をすることはできません。

事業所を追加する場合は、新規契約が必要です。

削除の場合は、次の4.をご覧ください。

4. 使っていない事業所を削除したい。

事業所の脱退手続きをする場合

- ・事業を止めた場合は、脱退届を提出してください。
 - ・2年間加入者がいない場合は、契約を解除することができます。
- 契約を継続する場合（メール送信や各種依頼は停止します。）
- ・年金受給者がいる場合は、事業所の脱退はできません。
 - ・事務処理上は加入者が0でも、実際は事業所に加入者がいる場合は契約解除はできません。

■脱退書類に関する事項

1. 脱退書類で同じものを2枚記入しなければならない。

一時金給付申請書の1枚目は県社協へ提出する用紙、2枚目は三井住友信託銀行へ提出する用紙です。退職者が記入する内容は同じでも、同一ではないので1枚に省略することはできません。今後のシステム改修の際に、検討させていただきます。

現状の解決策として

①PDFに文字入れする

原則として本人が記入するものですが、可能であれば、PDFに文字入れして印刷しても構いません。ただ、その場合は必ず本人に確認を取り、押印をお願いします。

②複写用紙を使う

以前のように複写の用紙をお使いいただくこともできます。

ご希望であれば用紙をお送りしますので、お申し付けください。

※現在、印字している加入者番号、生年月日などの記入も必要になります。

※当会で給付金額の記入や確認が必要になりますので、給付までに時間を要することもあります。

2. 脱退書類をカーボン紙を使って記入しなければならないが、改善できないか？

上記と同様になります。

カーボン紙を使用する場合の注意点

2枚目の三井住友信託銀行提出用を上にして記入してください。

三井住友信託銀行提出用は、ずれていたり、不鮮明だと再提出になることもあります。

現在は当会で補記したり、控を同送するなどの対応をしています。

返却された場合は、当会で修正や書き直しの対応もしています。

■メールの送信に関する事項

1. 一斉メールを本部のみに送って欲しい。（一部の事業所へは送信不要）

メールの送信が不要な事業所の送信を止めますので、

①本部（代表）で使用する事業所番号と、②停止する事業所番号をご連絡ください。

会員サイトの会員情報は、①に送信希望のメールアドレスを登録してください。

2. 一斉メールが担当者に届かない。

重要な連絡を、会員サイトに登録済みのメールアドレス宛にお送りしています。

担当者が変更になった場合は、忘れずに変更してください。

■会員情報に関する事項

会員情報を変更したのに、書類に反映されていない。

会員サイトの会員情報は他の書類と連動されていません。

お手数ですが、変更内容を当会へご連絡ください。

■口座振替に関する事項

1. 理事長が変わったため、口座名義が変更になった。

- ・ 第四北越銀行は、代表者が変更になっても、手続きなしで引き続き振替されますので、預金口座振替依頼書の提出は不要です。
- ・ 第四北越銀行以外をご利用の場合は、預金口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・ 代表者が変更になり、口座振替ハガキに前代表者名の記載がある場合は、手続きの有無をご案内しますのでご連絡ください。

2. 会員サイトの口座情報を第四北越銀行に変更できない。

会員サイトの「掛金の口座振替に関する情報」は現在使用していません。
入力不要になりましたが、システム改修に費用がかかるため、保留にしています。
第四北越銀行の合併に対応していませんので、正しい情報が登録できませんが、ご了承くださいますようお願い致します。

3. 複数の事業所の掛金を合計で引き落として欲しい。

対応しますので、次の2つの方法のどちらかを選んでご連絡ください。

①すべての加入者を1つの事業所に移動する

すべての事務処理をまとめて行う場合（源泉徴収義務者番号が同一が条件）

②口座振替のみ合計で引き落とす

事務処理は事業所毎に行い、掛金のみ合計で引き落とす場合

※②は手作業での調整が必要です。なるべく①で対応してください。

★ 口座振替案内ハガキについて

調査の結果、従来通りハガキの送付を希望される事業所が多かったので、引き続きハガキを送付致します。

掛金は締日に確定し、翌月1日にはシステム上もデータが更新されます。
お急ぎの場合は、システムで掛金をご確認ください。

なお、連絡事項に問合せをご記入いただいた方には、個別にメールを送信しております。
回答が不達の場合や、回答内容が不十分な場合はご連絡くださいますようお願い致します。